

4 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成20年8月13日、東京都足立区の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人(鉄道会社)が運行する鉄道車両の走行による騒音のために、申請人は心理的不快感、夜間睡眠の妨害などの被害を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金として107万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日を開催するとともに、平成20年12月1日、騒音の測定、測定データの評価等の専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年4月2日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成20年(セ)第3号 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件 裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由	
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	被申請人は、申請人に対し、金107万円の支払をせよ、との裁定を求める。
2 被申請人	主文同旨の裁定を求める。
第2 事案の概要	本件は、A線(以下「本件路線」という。)の沿線に居住する申請人が、本件路線を運行する列車の騒音がひどく、それによる心理的不快感、不安感、睡眠妨害等のために精神的苦痛を受けたと主張して、本件路線を敷設し、列車を運行させている被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償(慰謝料)の支払を求めた責任裁定の事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件

一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と
進み、該当する事件を参照)